松本障害保健福祉圏域地域生活支援拠点等事業加算認定要領

（目的）

第１条　この要領は、松本障害保健福祉圏域地域生活支援拠点等事業の実施に関し、加算の届出が必要な事業の認定手順について定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　地域生活支援拠点等における機能は次の各号に規定するものをいう。

（１）緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

（２）短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

（３）障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を調整する機能

（４）専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を担う機能

（５）地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連

携体制の構築等を行う機能

（事業所の認定手順）

第３条　前条に掲げる事業の機能を担う団体等は、運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、所在地市町村に届出書（様式第１号）による届け出を行い、所在地市町村の受理により、地域生活支援拠点等を担う事業所となることができる。

２　基幹相談支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を別表１に記載し、松本圏域内の共有を図る。

３　地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の加算の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものする。

４　地域生活支援拠点等を担う事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、５年間保存し、実施主体等から求めがあった場合は提出しなければならない。

５　事業所の認定手順については別表２による。

（個人情報の保護）

第４条　事業実施団体の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）その他関係法令等を遵守し、適正に扱うものとする。

（補則）

第５条　この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は松本障害保健福祉圏域自立支援協議会にて協議を行い、定めることとする。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。